

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	今治看護専門学校
設置者名	一般社団法人 今治市医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	第一看護学科 (旧カリキュラム)	夜・通信	90単位	9単位	
	第一看護学科 (新カリキュラム)	夜・通信	92単位	9単位	
専門課程	第二看護学科	夜・通信	65単位	6単位	
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページにて公開 https://www.imakan.ac.jp/disclosure.html
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	今治看護専門学校
設置者名	一般社団法人 今治市医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営委員会
役割	<p>構成員 学校長以下、学校職員及び外部人材委員 構成員は学校長が選任を行う。</p> <p>主な審議内容 1. 学校の諸規定の制定及び改廃 2. 学校の予算の執行計画 3. 学校の教育計画及び教育内容に関する事項 4. 学校の人事の基準に関する事項 5. 学生及び生徒の定員に関する事項 6. 学生及び生徒の身分に関する事項 7. 学校評価に関する事項 8. その他学校の運営に関し重要と認める事項</p> <p>審議の結果は、理事会に報告するとともに、学校長の指示により学校運営に反映させる。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
医師	2022. 4. 1～ 2023. 3. 31	今治市医師会看護学校担当理事
医師	2022. 4. 1～ 2023. 3. 31	今治市医師会看護学校担当理事
医師	2022. 4. 1～ 2023. 3. 31	今治市医師会看護学校担当理事
（備考）外部人材として、今治市医師会の3名の学校担当理事が運営委員会の委員に就任している。全員が医師会の会員（医師）である。		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	今治看護専門学校
設置者名	一般社団法人 今治市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>授業計画(シラバス)の作成 授業内容、到達目標、成績評価の方法は、授業計画書(シラバス)に記載されている。授業計画書(シラバス)の作成は、9月よりシラバス検討会議で、授業評価、看護師国家試験出題基準等に基づき内容を検討する。専任教員は担当する各科目のシラバスを作成する。非常勤講師は原案を教務で作成し、各講師よりの意見をふまえ修正する。1月には全体編集会議を行い、開講前年度3月までに作成し決定する。</p> <p>授業計画書の公表 シラバスの公表は決定後3月末までにホームページに公開し、学生への配布は入学時に行う。</p>	
授業計画書の公表方法	<p>ホームページにて公開 https://www.imakan.ac.jp/disclosure.html</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学生の学修成果は、学科試験及び実習評価によって、予め授業計画(シラバス)に設定した成績評価方法で各授業科目の学修評価を行い、単位認定を行っている。</p> <p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一・第二看護学科は、当該科目終了時に随時学科試験を行う。 ・やむを得ない理由により学科試験を受けることができない学生は、追試験を受けることができる。 ・学科試験及び実習の評価は、1科目について100点を満点とし、60点以上を及第とする。 ・学科試験及び実習の成績が及第点に達しない学生は、再試験を行うことができる。 <p>学則第9条(学修評価)</p> <p>単位の認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一・第二看護学科は、講義・実習等に必要な単位数を履修しているとともに、当該科目の試験に合格していることを確認して行う。 ・一つの授業科目に係る出席時間が所定の時間数の3分の2に達しない学生は当該授業科目については、学習の評価を受けることができない。 	

<ul style="list-style-type: none"> ・第一・第二看護学科の入学生のうち、本校入学前にほかの学校等において履修した科目を有する者について、当該科目の教育内容が本校の教育内容に相当すると認められるときは、当該科目に相当する科目を本校において履修したものとみなすことができる。 <p>学則第 10 条 (単位・時間数の認定) 学則第 11 条 (入学前の既修得科目の認定)</p>	
<p>3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>学則施行細則に、学科試験、実習の評価について規定をしている。</p> <p>(学科試験) 学則施行細則第 3 条第 1 号ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学科試験に対する評価は、優 (80 点以上)・良 (70 点以上 80 点未満)・可 (60 点以上 70 点未満) 及び不可 (60 点未満) とし、可以上を合格とする。 <p>(実習の評価) 学則施行細則第 7 条 1 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習の評価は、実習指導者及び専任教員が平素の実習状況及び内容、提出された諸記録並びにレポート等により総合的に行う。 <p>成績の分布状況を算出する基準は、次のとおりとする。 履修科目の成績評価点を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する。</p>	
<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	<p>ホームページにて公開 https://www.imakan.ac.jp/disclosure.html</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>本校は看護師、准看護師の養成機関として、看護師、准看護師に必要な専門知識、技術の教育を行うとともに、教養を高め、豊かな人間性を培い、地域社会に幅広く貢献しうる人材を育成することを目的とする。(学則第 1 条)</p> <p>期待する卒業生像</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象の健康状態、場に応じた問題解決ができるための知識や技術を身につける。 2. 保健医療福祉チームの一員として、看護の役割が果たせる基礎的能力を身につける。 3. 自己を理解し、他者を尊重して上で人間関係を深めることができる。 4. 豊かな感性を持ち、人間を幅広く理解できる。 5. 社会 (国内外) の動きに関心を持ち、自己継続的に学習ができる。 <p>卒業の認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一看護学科 学校長は、3 年 (第 1 8 条第 1 項の規定により入学した者については、同条第 4 項の規定により定められた修業すべき年数) 以上在学し、学則別表 1 に定める単位数を修得した者について卒業を認定する。ただし、欠席日数 (学校長が定める欠席の日数を除く。) が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者については、この限りでない。(学則第 2 3 条 1 号) ・第二看護学科 学校長は、2 年 (第 1 8 条第 1 項の規定により入学した者につい 	

<p>ては、同条第4項の規定により定められた修業すべき年数)以上在学し、学則別表2に定める単位数を修得した者について卒業を認定する。ただし、欠席日数(学校長が定める欠席の日数を除く。)が出席すべき日数の3分の1を超える者については、この限りでない。(学則施行細則第23条2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業認定は、卒業認定会議に諮り認定する。(学則施行細則第20条6号) 	
卒業の認定に関する方針の公表方法	ホームページにて公開 https://www.imakan.ac.jp/disclosure.html

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	今治看護専門学校
設置者名	一般社団法人 今治市医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校事務所に備え付け、広く一般の閲覧に供するとともに、希望者には写しを交付する。
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

第一看護学科

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士				
医療		専門課程	第一看護学科	○					
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類						
			講義	演習	実習	実験	実技		
3年	昼	103単位	80単位		23単位				103単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数			
240人		142人	0人	12人	86人	98人			

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） （概要）
<p>授業方法は、講義・実習で構成され、基礎分野は14単位、専門基礎分野は22単位、専門分野は67単位で、合計103単位で構成されている。</p> <p>教育目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 看護師としての専門知識、技術及び態度を修得し、実践に適応できる判断能力、問題解決能力を養う。 2. 豊かな感性を持つ、調和のとれた社会人を養う。 3. 社会の変化に対応し、地域保健、医療福祉に貢献でき、調整する能力を養う。 4. 専門職業人としての意識を持ち、自己研鑽に努め、研究的態度を養う。 <p>1年次は、基礎分野7単位、専門基礎分野14単位、専門分野18単位（合計39単位1,005時間）を履修する。</p>

<p>教育目標の到達度</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人間の成長発達段階、人間とそれを取り巻く環境、論理的科学的思考の基礎を学ぶ。健康の概念変遷を学ぶとともに多様な健康観を知る。 2. 生命尊重と生命倫理について学ぶ。物事に素直に感動でき、自己と他者の存在を理解し、お互いを尊重できる。クラス運営を通じて協調性を養い親睦を図る。 3. 保健・医療・福祉について学び、社会の情勢・動向について関心が持てる。 4. 健康に関心を持ち、自己管理ができる。 <p>2年次は、基礎分野 6 単位、専門基礎分野 6 単位、専門分野 28 単位（合計 40 単位 1,185 時間）を履修する。</p> <p>教育目標の到達度</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人間を身体的・精神的・霊的側面を持つ統一体、問題解決できる判断力・適応力の基礎、あらゆる健康段階やライフステージにある人々の健康上の問題を理解し、対象に応じた看護援助を選択できる。 2. 看護職の倫理の重要性を理解する。学校行事、係り活動などを通じて自己の役割を果たせる。 3. 保健・医療・福祉チームにおける看護の役割と位置づけを理解する。 4. 自己の目標を明確にし、学習の意義と方法を理解し自己学習する方法を身につける。 <p>3年次は、基礎分野 1 単位、専門基礎分野 2 単位、専門分野 21 単位（合計 24 単位 855 時間）を履修する。</p> <p>教育目標の到達度</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人間を個別的に理解し生活者としてとらえ、実習を通じて対象を統合的に理解し、対象に応じた看護過程の展開ができ、対象に応じた看護援助が実施できる。 2. 自己の死生観を明確にできる。 3. 保健・医療・福祉チームの一員として責任自覚を持ち、社会のニーズに応じた援助について理解し、社会の変化に応じた看護の基礎的実践能力を学ぶ。 4. 自己の看護観を述べることができる。
<p>成績評価の基準・方法</p> <p>(概要)</p> <p>学科試験に対する評価は、優（80 点以上）・良（70 点以上 80 点未満）・可（60 点以上 70 点未満）及び不可（60 点未満）とし、可以上を合格とする。 実習の評価は、実習指導者及び専任教員が平素の実習状況及び内容、提出された諸記録並びにレポート等により総合的に行う。</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要)</p> <p>本校は看護師、准看護師の養成機関として、看護師、准看護師に必要な専門知識、技術の教育を行うとともに、教養を高め、豊かな人間性を培い、地域社会に幅広く貢献し得る人材を育成することを目的とする。</p>

<p>期待する卒業生像</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象の健康状態、場に応じた問題解決ができるための知識や技術を身につける。 2. 保健医療福祉チームの一員として、看護の役割が果たせる基礎能力を身につける。 3. 自己を理解し、他者を尊重した上で人間関係を深めることができる。 4. 豊かな感性を持ち、人間を幅広く理解できる。 5. 社会（国内外）の動きに関心を持ち、自己継続的に学習ができる。 <p>卒業の認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一看護学科 学校長は3年（第18条第1項の規定により入学した者については、同条第4項の規定により定められた修業すべき年数）以上在学し、別表1に定める単位数を修得した者について卒業を認定する。ただし、欠席日数（学校長が定める欠席の日数を除く。）が出席すべき日数の3分の1を超える者については、この限りでない。（学則第23条1号） ・卒業認定は、卒業認定会議に諮り認定する。（学則施行規則第20条6号） <p>進級の認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年進級要件は、1学年次2学年次の先行取得科目（専門基礎分野、専門分野）をすべて修得した者。（履修・単位認定基準第6条1項1号） ・特定の授業科目について、一定の他の科目の単位を修得していない場合は、その履修を認めないことがある。（学則施行細則第8条） ・進級認定は進級認定会議に諮り認定する。（学則施行細則第20条5号） <p>学修支援等</p> <p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラス担任、教務主任による学習、進路、生活習慣等の個別相談・指導を行い、また、学生の希望により外部カウンセラーとの面接を行い、必要に応じて医療機関を紹介している。 ・授業評価を各期末に行い、各教員は授業改善レポートを提出し研鑽している。 ・年1回保護者説明会を実施し教育状況の説明を行い、担任と教務主任と保護者による個別面談を行い、各学生の状況について報告をしている。 ・問題等が発生した際は、就労学生においては所属施設と保護者に連絡を取り問題解決にあたっている。 ・技術演習や事例研究等については、時間をかけて個別に指導が受けられるようにしている。 ・成績表は定期的に送付している。 ・最終学年次には、国家試験対策として成績不良者には個別指導をする他、特別講義を実施している。
--

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
42人 (100%)	0人 (0%)	41人 (97.6%)	1人 (2.4%)
（主な就職、業界等）			
41名が医療機関に就職 1名は未定			

(就職指導内容)
副校長、教務主任による進路ガイダンス、医療機関による就職説明会、クラス担任による就職相談を実施
(主な学修成果(資格・検定等))
看護師資格国家試験合格率 92.9%
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
129人	4人	3.1%
(中途退学の主な理由)		
学生生活不適應、修学意欲低下、家庭の事情		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
クラス担任、教務主任、副校長による個別面接指導実施、保護者への連絡・面接 精神保健福祉士、スクールカウンセラーを外部から委嘱している。		

第二看護学科

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	第二看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	71単位	54単位	1単位	16単位		
			71単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80人		35人	0人	4人	61人	65人	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要)
授業方法は、講義・演習・実習で構成され、基礎分野は7単位、専門基礎分野は18単位、専門分野Ⅰは8単位、専門分野Ⅱは27単位、統合分野は11単位で、合計71単位で構成されている。
教育目標
1. 人間を統合された存在として、幅広くとらえ人々の健康と生活を自然・社会・文化的環境との相互作用等の観点から理解する能力を養う。
2. 人々の多様な価値観を認識し職業人としての共感的態度及び理論に基づいた

看護を実践できるとともに、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎能力を養う。

3. 准看護師教育で修得した基礎知識・技術・態度を更に深め、人々の健康上の課題に対応するため科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎能力を養う。
4. 健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーション、終末期など、健康や障害の状態に応じた看護を実践できるための基礎的能力を養う。
5. 保健・医療・福祉制度と多職種役割を理解し、チーム医療を実践するとともに人々が社会資源を活用できるよう、それらを調整するための基礎的能力を養う。

1年次は、基礎分野3単位、専門基礎分野17単位、専門分野Ⅰ8単位、専門分野Ⅱ17単位、統合分野3単位（合計48単位1,305時間）を履修する。

教育目標の到達度

1. 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解できる。人間を取り巻く環境について理解する。
2. 自己分析による自己理解・認識ができる。実践した看護に責任が持てる。
3. 対象の理解ができる。看護過程を展開する方法を理解し、日常生活の援助ができる。看護に必要な基礎的知識・技術が科学的に説明できる。
4. 健康や障害に応じた看護を理解できる。
5. 保健・医療・福祉における看護の役割を理解できる。

2年次は、基礎分野4単位、専門基礎分野1単位、専門分野Ⅱ10単位、統合分野8単位（合計23単位875時間）を履修する。

教育目標の到達度

1. 人間を個別的に理解し、生活者としてとらえることができる。人々の健康は、自然・社会・文化的・環境等の相互作用において成り立っていることを理解できる。
2. 自己の看護観を明確にできる。専門職業人としての倫理観が持てる。
3. あらゆる健康モデルの対象を包括的に捉え、看護の展開ができる。
4. 健康や障害に応じた看護を実践できる。
5. 保健・医療・福祉チームの調整的役割が理解できる。チーム医療及び多職種との協働の中で看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解できる。

成績評価の基準・方法

(概要)

学科試験に対する評価は、優（80点以上）・良（70点以上80点未満）・可（60点以上70点未満）及び不可（60点未満）とし、可以上を合格とする。
実習の評価は、実習指導者及び専任教員が平素の実習状況及び内容、提出された諸記録並びにレポート等により総合的に行う。

卒業・進級の認定基準

(概要)

本校は看護師、准看護師の養成機関として、看護師、准看護師に必要な専門知識、技術の教育を行うとともに、教養を高め、豊かな人間性を培い、地域社会に幅広く貢献し得る人材を育成することを目的とする。

<p>期待する卒業生像</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象の健康状態、場に応じた問題解決ができるための知識や技術を身につける。 2. 保健医療福祉チームの一員として、看護の役割が果たせる基礎能力を身につける。 3. 自己を理解し、他者を尊重した上で人間関係を深めることができる。 4. 豊かな感性を持ち、人間を幅広く理解できる。 5. 社会（国内外）の動きに関心を持ち、自己継続的に学習ができる。 <p>卒業の認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二看護学科 学校長は2年（第18条第1項の規定により入学した者については、同条第4項の規定により定められた修業すべき年数）以上在学し、別表2に定める単位数を修得した者について卒業を認定する。ただし、欠席日数（学校長が定める欠席の日数を除く。）が出席すべき日数の3分の1を超える者については、この限りでない。（学則第23条2号） ・卒業認定は、卒業認定会議に諮り認定する。（学則施行規則第20条6号） <p>進級の認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学年次への学年進級要件は、1学年次の先行取得科目（専門基礎分野、専門分野）をすべて修得した者。（履修・単位認定基準第6条2項） ・特定の授業科目について、一定の他の科目の単位数を修得していない場合は、その履修を認めないことがある。（学則施行細則第8条） ・進級認定は進級認定会議に諮り認定する。（学則施行細則第20条5号） <p>学修支援等</p> <p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・准看護師の資格を生かして就労しながら看護師を目指す学生が大半を占めている。 ・クラス担任、教務主任による学習、進路、生活習慣等の個別相談・指導を行い、また、学生の希望により外部カウンセラーとの面接を行っている。 ・年1回保護者説明会を実施し教育状況の説明を行い、担任と教務主任と保護者による個別面談を行い、各学生の状況について報告をしている。 ・問題等が発生した際は、保護者・就労先の医療機関と連絡を取り問題解決にあたっている。 ・最終学年次には、国家試験対策としてチューター制をとり個人指導するとともに特別講義を実施している。
--

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
13人 (100%)	0人 (0%)	13人 (100%)	0人 (0%)
<p>（主な就職、業界等）</p> <p>13名が医療機関に就職</p>			
<p>（就職指導内容）</p> <p>教務主任による進路ガイダンス、クラス担任による就職個別相談を実施</p>			

(主な学修成果 (資格・検定等))	
看護師資格国家試験合格率	100%
(備考) (任意記載事項)	

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
32人	2人	6.2%
(中途退学の主な理由)		
精神的継続困難		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
<p>クラス担任、教務主任、副校長による個別面接指導実施、学生の所属施設との連携、保護者への連絡・面接 精神保健福祉士、スクールカウンセラーを外部から委嘱している。</p>		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
専門課程第一看護学科	100,000 円	480,000 円	540,000 円	養成施設費 (1 年次) 170,000 円 (2,3 年次) 120,000 円 教育実習費 130,000 円
専門課程第二看護学科	100,000 円	480,000 円	370,000 円	養成施設費 (1 年次) 170,000 円 (2 年次) 120,000 円 教育実習費 80,000 円
修学支援 (任意記載事項)				
就労学生：養成施設費免除 12 万円 社会人入試：入学金免除 10 万円 (第一看護学科のみ) 第二看護学科への本校卒業見込みの入学：養成施設費免除 5 万円				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
学校事務所に備え付け、広く一般の閲覧に供するとともに、ホームページにて公開する。 https://www.imakan.ac.jp/disclosure.html		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<p>学校関係者評価委員会の開催にあたり、委員の選出 関連業界関係者・卒業生・地域有識者で構成 評価委員会において評価する項目 学校評価実施規程により教育理念目的・教育目標・教育課程経営・教育活動・経営管理・入学・卒業就業進学・地域社会・研究の9カテゴリ35項目から選定し実施する。 評価結果を運営委員会議・教務会議に持ち帰り教育活動その他学校運営の改善等事業に反映させる。</p>		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
高井實法律事務所 弁護士	2022 年 4 月 1 日～ 2024 年 3 月 31 日	地域有識者
今治社会福祉協議会 会長	2022 年 4 月 1 日～ 2024 年 3 月 31 日	関連業界
放射線第一病院 看護部長	2022 年 4 月 1 日～ 2024 年 3 月 31 日	卒業生
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
学校事務所に備え付け、広く一般の閲覧に供するとともに、ホームページにて公開する。 https://www.imakan.ac.jp/disclosure.html		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

ホームページにて公開 <https://www.imakan.ac.jp/disclosure.html>

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	今治看護専門学校
設置者名	一般社団法人 今治市医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		31人	29人	33人
内 訳	第Ⅰ区分	19人	18人	
	第Ⅱ区分	－人	－人	
	第Ⅲ区分	－人	－人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				33人
(備考)				
前半期第Ⅱ区分、内1名は2カ月で期間満了のため終了				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間が標準時間数の5割以下)	0人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あっては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。